

横浜市立大学医学部臨床教授（clinical professor）等の選考に関する内規

平成 11 年 12 月 8 日
医学部教授会承認

（目的）

第 1 条 この内規は、横浜市立大学医学部（以下「本学部」という。）における臨床教育の充実を図るため、学生の臨床実習の指導に協力する学外の医療機関等（以下「実習協力機関等」という。）の優れた医療人に、臨床教授、臨床准教授（以下「臨床教授等」という。）の称号付与の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（選考方法）

第 2 条 臨床教授等の選考は、本学部教授の推薦に基づき合同運営会議の審議を経て、本学部教授会（代議員会）で決定する。

（定数）

第 3 条 臨床教授等の定数については、原則、各講座 4 名ないし 5 名以内とする。但し、講座以外が行う学外の臨床実習の場合は、医学部長が講座の定数とは別に推薦する。

（選考基準）

第 4 条 臨床教授等の称号を付与できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 医療機関等における豊富な臨床経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有する医療人。
- (2) 臨床教授は臨床経験 25 年以上、臨床准教授は臨床経験 15 年以上を目安とする。
- (3) 年齢は、原則として 65 歳以下の者。

（職務）

第 5 条 臨床教授等は、所属する実習協力機関等において、臨床実習の指導等必要な臨床教育を行う。

（任期）

第 6 条 臨床教授等として委嘱する期間は 2 年以内とし、65 歳に達するまで再任は妨げない。ただし、更新にあたっては、前年の実績を考慮するものとする。

（称号の付与）

第 7 条 臨床教授の称号を付与する場合には、医学部長が文書でその旨を明記し、本人に通知する。

(協定の締結)

第 8 条 医学部長は、実習協力機関等と基本事項について協定を締結する。

(謝金)

第 9 条 臨床教授等には謝金を支給しない。但し、臨床教授等の所属機関の長に対して、予算の範囲内で謝金を支払うことができる。

(その他)

第 10 条 この内規に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。